

議案第21号

特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

社会教育法第9条の7第1項の規定に基づき、地域学校協働活動推進員を委嘱するにあたり、本条例に必要な改正をするために提案する。

特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例

特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例（昭和31年二宮町条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 介護保険認定調査員の項の次に次のように加える。

地域学校協働活動推進員	〃	1,480円
-------------	---	--------

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(議案第21号) 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1		別表第1	
職名	報酬額	職名	報酬額
(略)		(略)	
介護保険認定調査員	時間額 1,480円	介護保険認定調査員	時間額 1,480円
地域学校協働活動推進員	〃 1,480円	嘱託員	予算の範囲内で別に定める額
嘱託員	予算の範囲内で別に定める額		